

相続登記

以前の所有者のままになっていませんか？

相続登記とは

亡くなられた方が不動産を所有していた場合に、その不動産の登記名義を相続した方へ変更する手続きです。

相続登記を放置していると、こんなことに…

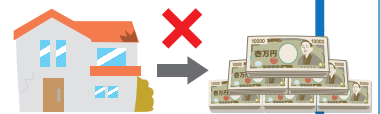
▶相続人が増えて権利関係が複雑に！

相続人が亡くなると、お子さんなどが新たな相続人となります。相続人の人数が増えると相続割合など権利関係が複雑になるほか、相続登記をするために必要となる書類も増え、手続きが煩雑になります。



▶不動産をすぐに処分できない！

実質的に相続していたとしても、相続登記されていないとすぐに売却したり、担保にすることができません。



▶放置した不動産の相続登記が困難に！

手続きに必要な戸籍が保存年限の経過により取得できなかつたり、相続人が行方不明で遺産分割協議ができなかつたりすると、自分の不動産なのに名義を得ることが困難になります。

こんなことが起こらないように相続登記をしましょう！！

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも

「未来につなぐ相続登記」をお忘れなく！

ご相談は、[岐阜地方法務局美濃加茂支局](#)まで **TEL 0574-25-2400**